CINABA

因幡電機産業株式会社

証券コード 9934

第**70**期

定時株主総会招集ご通知



平成30年6月22日(金曜日)午前10時



大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

目 次 第70期定時株主総会招集ご通知·····P. 1 株主総会参考書類……P. 3 事業報告……P.12 計算書類……P.33 監査報告......P.39

株 主 各 位

大阪市西区立売堀4丁目11番14号 因 幡 電 機 産 業 株 式 会 社 代表取締役社長 守 谷 承 弘

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご 通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年6月22日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項
- 1. 第70期 (平成29年4月1日から) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査 人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第70期 (平成29年4月1日から) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.inaba.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表|
 - ② 計算書類の「注記表」 したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ○代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.inaba.co.jp)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を50%程度とすることを基本方針としております。年2回(中間配当及び期末配当)の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

この方針に基づき、当期の配当につきましては、期末配当を1株当たり80円とし、中間配当60円と合わせて年間配当を1株当たり140円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 上記方針に基づき、当期の1株当たり期末配当金につきましては、80円と いたしたいと存じます。
 - なお、この場合の配当総額は2,235,581,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員 (10名) は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番 号			ふり が 氏 名	な 2		当社における地位及び担当
1	再任 守	谷	*U 承	ひる 弘		 代表取締役社長
2	再任 枝	_{むら} 村	こう 浩	₩		専務取締役電設本部長兼総合営業統括部管掌
3	再任家	さと 郷	ta 睛	行		専務取締役管理本部長兼経営企画室長
4	再任	た 多	せい 肇	いち <u>—</u>		常務取締役電工本部長
5	再任 奥	だ 田	ょし 善	のり 紀		取締役商品本部長兼NB統括部長
6	再任 岩	< 5 倉	ひろ 広	ゆき		取締役電材本部長
7	再任北	野	_{あき}	ひこ 彦		取締役産機本部長
8	再任 □ □	しる 代	U3 浩	あき		取締役電設西日本事業部長
9	再任	池		つとむ 勉	独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
10	新任 中	^{むら} 村	かつ 克	ひろ 宏	独立役員	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数				
1	再任 守 谷 承 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年6月 当社取締役電設事業部長 平成13年4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 平成13年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 来近畿電設事業部長 平成14年4月 当社取締役電設本部長 平成15年4月 当社常務取締役電設本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長兼電設本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長	31,026株				
	◆取締役候補者とした理由 守谷承弘氏は、現在代表限	X締役社長であり、長年にわたって当社の経営を担い、先見'	性のある経営力				
	で事業拡大と企業価値向上に多くの成果をあげてまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅						
	広い知見を有していること	こから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことがで	きると判断し、				
	引き続き選任をお願いする	るものであります。					

五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	昭和54年9月 平成17年6月 平成20年4月 平成22年4月 平成23年4月	当社入社 当社取締役電設本部長 当社取締役電設本部長兼電設東日本事 業部長 当社常務取締役営業本部担当兼電設東 日本事業部長兼近畿電設事業部·営業企 画部担当 当社常務取締役営業副本部長兼電設東 日本事業部·電設西日本事業部·近畿電					
2	平成24年4月 平成25年4月 平成26年4月 平成28年4月 平成29年4月	設事業部担当 当社常務取締役営業副本部長兼電設西 日本事業部海外営業部長兼電設東日本 事業部・電設西日本事業部・近畿電設事 業部担当 当社常務取締役営業副本部長兼電設西 日本事業部海外営業部長兼電設東日本 事業部・電設西日本事業部・近畿電設事 業部管掌 当社常務取締役営業副本部長兼総合営 業統括部長兼電設東日本事業部・電設西 日本事業部・近畿電設事業部管掌 当社常務取締役電設本部長兼総合営業 統括部管掌 当社専務取締役電設本部長兼総合営業 統括部管掌	17,048株				
◆取締役候補者とした理由	(2012)						
		であり、当社の電設資材事業において豊富:					
基づく幅広い知見を有しています。		á社の取締役としての責務と役割を果たす。 	ことができると				

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社にお (重要な兼	ける地位、担当職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	再任 家 郷 晴 行 (昭和32年3月22日生)	平成22 年 4 月 当社取締役 兼総務部長 平成24 年 4 月 当社取締役 兼総務部長 平成25 年10月 当社取締役 平成26 年 4 月 当社常務取 室長	设管理本部長兼経営企画室長 兼東京管理部長 设管理本部長兼経営企画室長 双締役管理本部長兼経営企画 取締役管理本部長兼経営企画	9,231株
		から、当社の取締役としての	この本社部門での豊富な経験と 責務と役割を果たすことがで	
4	再任 喜 多 肇 一 (昭和34年8月19日生)	平成26 年 4 月 当社常務取事業部管掌 平成26 年10月 当社常務取 西日本事業	双締役生産技術本部長兼電材 第部・電工事業部管掌 双締役生産技術本部長兼電工	10,640株
	富な経験と実績に基づく	締役電工本部長であり、当社	の自社製品事業及び電設資材での自社製品事業及び電設資材である。	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当(重要	社における地位、担当な嫌、戦の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	再任 ^{おく だ よし のり 奥 田 善 紀 (昭和33年3月16日生)}	昭和55年3月 平成21年6月 平成22年4月 平成23年4月 平成26年4月 平成28年4月 平成29年4月	当社入社 当社取締役電材西日本事業部長兼特販 営業部長 当社取締役電材西日本事業部長 当社取締役電材東日本事業部長 当社取締役商品事業部長 当社取締役商品本部長 当社取締役商品本部長 当社取締役商品本部長兼NB統括部長 (現任)	4,294株
	◆取締役候補者とした理由			
			の電設資材事業及び物流分野において豊 当社の取締役としての責務と役割を果た	
	と判断し、引き続き選任を	とお願いするもので	ぶ あります。	
6	再任 岩 倉 広 幸 (昭和34年3月3日生)	昭和58年3月 平成23年6月 平成24年4月 平成26年4月 平成28年4月	当社入社 当社取締役電設東日本事業部長兼海外 営業部長 当社取締役電設東日本事業部長 当社取締役電設東日本事業部長兼電材 東日本事業部管掌 当社取締役電材本部長(現任)	8,464株
	◆取締役候補者とした理由	1770—+ 1 173		
	岩倉広幸氏は、現在電材本	※部長であり、当社	の電設資材事業及び産業機器事業におい	て豊富な経験と
	実績に基づく幅広い知見る	を有していることだ	いら、当社の取締役としての責務と役割を	果たすことがで
	きると判断し、引き続き遺	軽任をお願いするも		
	再任 et の あき ひこ ボ 野 明 彦 (昭和32年5月16日生)	昭和55年3月 平成28年6月 平成29年4月	当社入社 当社取締役産機本部長兼産業システム 事業部長 当社取締役産機本部長(現任)	4,474株
7		いら、当社の取締役	この産業機器事業において豊富な経験と実 対としての責務と役割を果たすことができ	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当(重要	社における地位、担当な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
	再任	平成3年6月 平成29年6月	当社入社 当社取締役電設西日本事業部長(現任)	2,702株
8	◆取締役候補者とした理由			
	田代浩明氏は、現在電設西	5日本事業部長であ	り、当社の電設資材事業において豊富な	経験と実績に基
	づく幅広い知見を有してい	いることから、当社	の取締役としての責務と役割を果たすこ	とができると判
	断し、引き続き選任をお願	頂いするものであり	ります。	
9	再任 独立役員 社外取締役候補者 とはずいけた。 地 つとむ 地 の	昭和51年11月 昭和55年3月 平成8年6月 平成23年4月 平成27年10月 平成28年6月 平成29年6月	監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所公認会計士登録 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員(平成27年9月退職) 西宮市包括外部監査人 芝池公認会計士事務所開設(現任) 当社取締役(現任) 石原ケミカル(株)社外監査役(現任)	0株
	· ·]に遂行できると判断した理由	
	芝池勉氏は、公認会計士の)資格を有しており)、財務及び会計に関する相当程度の知見	を有しておられ
			ると役割を果たすことができると判断し、	
	お願いするものであります	す。なお、同氏は直		んが、上記の理
	由により、社外取締役とし	ノての職務を適切に	ご遂行できるものと判断いたします。	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
10	新任 独立役員 社外取締役候補者 なか むら ウスラウス でる ウスラウス でいる	平成15年10月 弁護士登録(大阪弁護士会)勝部・髙橋 法律事務所入所(現任)	0株
	中村克宏氏は、弁護士とし ことから、当社の社外取約 いするものであります。な	型由及び職務を適切に遂行できると判断した理由 して企業法務に精通しており、豊富な経験と専門的な知見を 寄役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが D職務を適切に遂行できるものと判断いたします。	たに選任をお願

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 2. 芝池 勉氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 3. 芝池 勉氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中村 克宏氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、芝池 勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中村 克宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において、年額400百万円以内(内 社外取締役分30百万円以内)とご決議いただき今日に至っておりますが、当社の高い成長性の実現による業務拡大及びこれに伴う取締役の責務増大等、諸般の事情を勘案するとともに、取締役の業績向上に関するインセンティブを一層高めるため、取締役の報酬額を年額600百万円以内(内 社外取締役分50百万円以内)と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は10名(内 社外取締役2名)でありますが、第2号議案を原案どおりご承認いただきましても員数に変更はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国をはじめとした世界経済の成長を支えに企業 収益が改善したほか、良好な雇用情勢の継続により個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復 基調が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、低金利や相続税対策による需要が一巡し、新設住宅着工戸数が減少した一方、工場や倉庫を中心とした設備投資の回復を受け、堅調に推移いたしました。

また自社製品の係わる空調業界は、買い替え需要の高まりや猛暑による影響で、平成29年度のルームエアコンの国内出荷台数が905万台(前年同期比6.2%増)に達し、好調に推移いたしました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って、重点施策を着実に 推進するとともに、積極的な営業活動を展開いたしました。

その結果、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高を更新し、連結売上高は2,581億7百万円(前年同期比6.9%増)、連結営業利益は133億78百万円(前年同期比8.1%増)、連結経常利益は135億59百万円(前年同期比8.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は88億66百万円(前年同期比8.5%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<電設資材事業>

銅価格の上昇に伴う販売単価の上昇により電線ケーブル類が増収となったほか、受配電設備やエアコンなどの販売が堅調に推移した結果、連結売上高1,718億96百万円(前年同期比5.8%増)となりました。

<産業機器事業>

スマートフォンをはじめとした半導体関連の設備投資需要が高まり、電子部品及び制御機器の販売が増加したことに加え、システム提案によるアセンブリ商品の販売が好調だった結果、連結売上高318億34百万円(前年同期比14.6%増)となりました。

< 白 計製品事業 >

ルームエアコン出荷台数の増加を背景に、空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」の売上が伸長したほか、銅価格の上昇に伴う値上げなどにより、被覆銅管が増収となりました。加えて、㈱パトライトにおいて海外向けを中心に積層信号灯などの販売が好調だった結果、連結売上高543億76百万円(前年同期比6.4%増)となりました。

セグメント売上高

	X			分		売	上	高	構	成	比	前年	同期比
							Ĕ	万円			%		%
電	嗀	資	材	事	業	1	171,8	96		66	5.6		105.8
産	業	機	器	事	業		31,8	34		12	2.3		114.6
自	社	製		事	業		54,3	76		2	1.1		106.4
	合			計		2	258,1	07		100	0.0		106.9

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、生産設備の増設や更新のほか、基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発を中心に総額14億47百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、景気の緩やかな回復基調が続くなか、2020年開催予定の東京オリンピックに向けた建設需要や人手不足に伴う省力化投資の拡大などを背景に今後も堅調に推移するものと予想されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品 (PB商品を含む)の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

当面の課題として、グループ内の連携を強化し、シナジーの創出による収益力の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区	分	第 67 期 平成27年 3 月期	第 68 期 平成28年3月期	第 69 期 平成29年 3 月期	第70期 平成30年3月期 (当連結会計年度)
		百万円	百万円	百万円	百万円
売 上	高	239,411	250,064	241,417	258,107
経常	利 益	13,800	12,957	12,516	13,559
親会社株主(8,741	7,909	8,169	8,866
1 株当たり当期	阴純利益(円)	317.54	285.09	296.66	320.22
総資	産	167,075	175,118	179,401	197,968
純資	産	100,896	103,878	110,238	118,928
1株当たり純	資産額(円)	3,625.56	3,757.92	3,986.72	4,238.09

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 - 3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(6) **重要な子会社の状況**(平成30年3月31日現在)

会	-	₹	±		名	資	本	金	当出	社 資 比	の 率	主事	業	要 内	な 容
(株)	/۱°	\	ラ	1	7	3	00 百万	円		100 %	ó	自社製	學品事	業	
SIAN	v orie	nt el	ECTRI	C CO.,	LTD.	1	33 百万	バーツ		100 %	ó	自社製	4品事	業	

(注) 当社の完全子会社である㈱パトライト及び春日電機㈱は、平成29年10月1日を効力発生日として、㈱パトライトを存続会社、春日電機㈱を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

当社グループは、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を事業活動として展開しております。

主要な事業内容は次のとおりであります。

セ	2	` >	(ン	 	主 要	8	
電	設	資	材	事	業	電線ケーブル類、ケーブルラック、電球類、 トランス、キュービクル、配線器具、冷暖所 防災システム、ビル管理システム、太陽光線	号機器、工具類、放送設備、通信機器 .	
産	業	機	器	事	業	センサー、マイクロスイッチ、リレー、タイアッセンブリ、協働ロボット、産業用ロボ		`
É	社	製	品	事	業	ペアコイル、ネオコイル、フレア配管セッタイ、耐火キャップ、JDダクト、銅管継手表示灯・回転灯、音声機器、散光式警光灯、	F、マルチメディア情報配線システム.	

(8) 主要な営業所及び工場(平成30年3月31日現在)

① 当社

本社	大阪本社:大阪市西区立売堀4丁目11番14号
<u></u>	東京本社:東京都港区港南4丁目1番8号
工場	茨城工場、奈良工場、福岡工場
物流センター	東京物流センター、大阪物流センター
	(近 畿) 京都営業所など7営業所
	(関 東)横浜営業所など5営業所
	(北海道)札幌営業所など2営業所
営 業 所	(東 北) 仙台営業所など3営業所
(24営業所)	(東 海) 名古屋営業所
	(北 陸)金沢営業所
	(中 国) 広島営業所など3営業所
	(九 州)福岡営業所など2営業所

② 子会社

(1	株)	/۴	 	ラ	1	 	大阪市
	SIAM ORIENT						タイ王国チョンブリ県
	EL	ECT	RIC (CO.,L	TD.		'タイエ国アョンテリ宗

(9) 企業集団の使用人の状況(平成30年3月31日現在)

セグメント	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
電設資材事業	803 (86)名	20 (△10)名
産業機器事業	162 (14)	8 (5)
自 社 製 品 事 業	1,044 (272)	188 (62)
全社 (共通)	99 (6)	0 (△2)
合 計	2,108 (378)	216 (55)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 76,460,000株

(2) 発行済株式の総数 27,990,700株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は121,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 6,749名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
日本マス信託銀行株	タート 式会社(信	ラ ス ト ! 託 ロ)		1,836,300)株			6.57	7%
	ス テ ィ ・ サ : 式 会 社 (億			1,361,900)			4.87	7
株式会	社 り そ な	銀		798,120)			2.85	5
因 幡 電 機	従業員	持株会		640,924	1			2.29	9
GOVERNM	ENT OF N	ORWAY		499,770)			1.78	3
	ス テ ィ ・ サ 式 会 社 (信 i			496,000)			1.77	7
日本トラス信託銀行株式	ス テ ィ ・ サ 式 会 社 (信 !	_ ,		490,200)			1.75	5
吉川		子		402,700)			1.44	1
	ス テ ィ ・ サ 式 会 社 (信 i	ー ビス 託口1)		378,000)			1.35	5
THE BANK TREATY JA	OF NEW ASDEC AC	YORK, COUNT		377,400)			1.35	5

⁽注) 持株比率は自己株式(45,935株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成30年3月31日現在)
 - ① 当社役員の保有に係る新株予約権の内容の概要

			-		-
名 称 (発行決議日)	新株予約権の 数	目的となる 株 式 の 数	払込金額	行使に際して 出資される 財産の価額	行 使 期 間
			(1個当たり)	(1個当たり)	
第 6 回新株予約権 (平成23年7月28日)	93個	9,300株	新株予約権と引 換えに払い込み は要しない	219,400円	平成25年7月29日から 平成30年7月28日まで
第7回新株予約権 (平成24年7月30日)	603個	60,300株	新株予約権と引 換えに払い込み は要しない	221,800円	平成26年7月31日から 平成31年7月30日まで
第 8 回新株予約権 (平成26年7月28日)	1,453個	145,300株	新株予約権と引 換えに払い込み は要しない	356,000円	平成28年7月29日から 平成33年7月28日まで
第 9 回新株予約権 (平成27年7月31日)	2,783個	278,300株	新株予約権と引 換えに払い込み は要しない	403,400円	平成29年8月1日から 平成34年7月31日まで
第10回新株予約権 (平成28年7月29日)	4,160個	416,000株	新株予約権と引 換えに払い込み は要しない	348,600円	平成30年7月30日から 平成35年7月29日まで
第11回新株予約権 (平成29年7月31日)	4,425個	442,500株	新株予約権と引 換えに払い込み は要しない	449,000円	平成31年8月1日から 平成36年7月31日まで

(注) 行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

② 当社役員の保有する新株予約権の区分別の状況

	取 締 (社外取締役を除	役 <)	社 外 取 締	役	監	查	役
名 称	新株予約権の数及び目 的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数 及び目的となる 株 式 の 数	保有者数	新株予約 及び目的 株 式]権の数]となる の 数	保有者数
第 6 回新株予約権	3個 (300株)	1名	0個(0株)	0名	O個	(0株)	0名
第 7 回新株予約権	361個(36,100株)	3名	0個(0株)	0名	O個	(0株)	0名
第8回新株予約権	650個(65,000株)	5名	0個(0株)	0名	20個(2	,000株)	1名
第 9 回新株予約権	767個(76,700株)	7名	0個(0株)	0名	70個(7	,000株)	2名
第10回新株予約権	1,000個(100,000株)	8名	0個(0株)	0名	O個	(0株)	0名
第11回新株予約権	1,050個(105,000株)	8名	0個(0株)	0名	O個	(0株)	0名

(注) 監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権		
発行決議日		平成29年7月31日		
新株予約権の数		4,475個 (新株予約権1個につき100株)		
目的となる株式の数		447,5	00株	
払込金額		新株予約権と引換えに	払い込みは要しない	
行使に際して出資される	 財産の価額	1個当たり449,000円		
行使期間		平成31年8月1日から 平成36年7月31日まで		
行使の条件		(注)		
	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	3,425個 342,500株 232名	
使用人等への交付状況	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	0個 0株 0名	

(注) 行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成30年3月31日現在)

会社	会社における地位			氏	-	1	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取締	役 社	長	守	谷	承	弘	
専	務取	締	役	枝	村	浩	<u> </u>	電設本部長兼総合営業統括部管掌
専	務取	締	役	家	郷	晴	行	管理本部長兼経営企画室長
常	務取	締	役	喜	多	肇	_	電工本部長
取	締		役	奥	\blacksquare	善	紀	商品本部長兼NB統括部長
取	締		役	岩	倉	広	幸	電材本部長
取	締		役	北	野	明	彦	産機本部長
取	締		役	⊞	代	浩	明	電設西日本事業部長
取	締		役	髙	橋		司	弁護士 日本ペイントホールディングス(株) 社外監査役 京都大学法科大学院 特別教授 イオンディライト(株) 社外監査役
取	締		役	芝	池		勉	公認会計士 石原ケミカル㈱ 社外監査役
常	勤監	査	役	福	\blacksquare	聡 -	一郎	
常	勤監	查	役	石	本	朝	史	
監	査		役	井之	工上	明	彦	公認会計士
監	查		役	伊	藤	芳	晃	弁護士

- (注) 1. 取締役髙橋 司氏及び芝池 勉氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役井之上明彦氏及び伊藤芳晃氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役井之上明彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役髙橋 司氏及び芝池 勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限 度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	=	報酬等の種	類別の総額	報酬等の総額
	73	員 数	基本報酬	ストックオプション	報酬寺の総領
取	締 役	10名	354百万円	46百万円	400百万円
監	査 役	4名	33百万円	0百万円	33百万円
合	計	14名	387百万円	46百万円	433百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役2名及び社外監査役2名の報酬の合計額は16百万円であります。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において、年額400百万円 (内社外取締役分30百万円)以内(ただし、使用人分給与は含みません。)と決議いただいております。また別枠で、平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第49期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 取締役髙橋 司氏は、日本ペイントホールディングス㈱及びイオンディライト㈱の社外 監査役並びに京都大学法科大学院特別教授であります。なお、当社と日本ペイントホール ディングス㈱、イオンディライト㈱及び京都大学との間には特別な関係はありません。 取締役芝池 勉氏は、石原ケミカル㈱の社外監査役であります。なお、当社と石原ケミカル㈱との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況 【取締役】

			取締役会					
氏 名			出席回数(出席率)	発言状況				
髙橋	\$ 9	司	12回中12回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥 当性・適正性を確保するための意見を述べております。				
芝油	<u> </u>	勉	12回中12回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定 の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。				

【監査役】

	取締役会	監 査 役 会	
氏名 -	出席回数(出席率)	出席回数(出席率)	常
井之上 明 彦	12回中12回 (100%)	8回中8回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見を述べております。
伊藤芳晃	12回中12回 (100%)	8回中8回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、監査役会においても監査の方法に関する事項について意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		45百	万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		45百	万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料・報告を受け、前事業年度の監査計画と会計監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配置計画及び報酬の見積もりの相当性について判断した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に掲げる体制を整備しており、社長 直属の専任部門である監査室が毎事業年度の内部統制監査基本計画に従い、内部統制システムの運用状況について監査しております。その過程で発見された問題点に対しては是正及び 改善を行い、監査結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの整備及 び運用に努めております。

平成29年度におきましては、外部講師を招いてのコンプライアンス研修や法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等の周知徹底により組織及び個人のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組みました。また、事業環境の変化や関係法令の改正等に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、重大なリスクへの対策を講じ、リスク低減を図りました。

以上のことから、平成29年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

内部統制システム構築に関する基本方針の概要は次のとおりであります。

- ①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制
 - ・法令、社内規定等を遵守するための「行動基準」等を定め、これを当社及び子会社の取 締役等及び使用人に周知徹底します。
 - ・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンス を統合して推進します。
 - ・内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を 図ります。
 - ・内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、 当社及び子会社の取締役等及び使用人より通報を受け付けます。
 - ・社外取締役を選任し、経営監視機能を強化します。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、法令、社内規定等に 基づいて適切に保存及び管理します。
 - ・透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時 に積極的な開示を行います。
- ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ・各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行います。また、重点対応 リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施します。
 - ・各子会社の所管部門を定め、所管部門は関連部門と協力して子会社のリスク管理を行い ます。

- ・上記のうちグループ全体に関係する重大リスクについては、全社的な対応を行います。
- ・危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要 な対策を講じます。
- ④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図ります。
 - ・子会社の経営については自主性を尊重しつつ、必要に応じて適切な指導や助言を行い、 グループとしての経営効率を図ります。
 - ・取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証します。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 「関係会社管理規定」に基づき、各子会社は経営内容等の定期的な報告と重要事項についての事前協議を行います。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の 基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備します。
 - ・その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築します。
- ②監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役 と協議のうえ、当該使用人を指名します。
 - ・当該使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行します。
 - ・当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には監査役の同意を必要とします。
- ⑧当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ・取締役は重要事項について監査役に遅滞なく報告します。
 - ・内部監査の結果は監査報告書の交付により監査役に報告されます。
 - ・監査役は取締役及び使用人から子会社の管理の状況について報告を受け、必要があると きは、子会社に対し事業の報告を求めます。
- ⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを 確保するための体制
 - 内部通報制度における通報窓口には監査役も含まれ、通報者は内部通報によって不利な 取扱いを受けないものとします。
- ⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役は職務の執行上支出した費用について当社に償還を請求することができ、請求があった場合には速やかに処理を行います。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行います。また、監査室長を招聘し、 内部監査報告を実施するほか、会計監査人とも定期的な意見交換を行います。
- ・監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができるものとします。
- ・
 計外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保します。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その 他いかなる関係も持ちません。
- ・反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要(会社法施行規則第118 条第3号に掲げる事項)は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付行為またはその提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為またはその提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付行為を行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付行為を行う者がこれらの要素を十分に把握し中長期的な事業展開を行う者でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同 の利益に反する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する 者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて <当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに 貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販 売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が 時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果 たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給する という社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステーク・ホルダーの信頼に応 え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・ 向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステーク・ホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっています。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を供給することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等 分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた 従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継 続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を買いてまいりました。当社は、今後と も、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益環元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて>当社は、今後も多くのステーク・ホルダーにご満足いただけるよう経営理念に基づき、その社会的使命・責任を果たしていくと同時に、中期経営計画に掲げる「自社製品の開発・拡充」をはじめとする重点施策を着実に実行し、収益力の向上及び持続的な成長を図ることによって、さらに企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることに努めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記の取組みをより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を複数選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、各事業部門の事業計画や執行状況の確認等を行うとともに、取締役会の委嘱を受けた重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、同年6月23日開催の第69期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主の皆様のご承認を条件として、平成26年5月14日開催の取締役会において継続することを決議し同年6月20日開催の第66期定時株主総会における承認により継続された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を再度継続(以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。)することを決議いたしました。

そして、当社定款第19条に基づき、本定時株主総会において、本プランへの継続について株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為(以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

・情報提供とその評価・検討等

<当社に対する情報提供>

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続(以下、 「大規模買付ルール」といいます。) を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した 書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただき ます。当社取締役会は、大規模買付者等に対して、意向表明書を受領した日から10営業 日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出 を求める事項を記載した書面(以下、「大規模買付情報リスト」といいます。)を交付 し、大規模買付者等には、大規模買付情報リストに従い、大規模買付行為に対する株主 の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十 分な日本語で記載された情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を、当社取締 役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。大規模 買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門 家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定 します。また、大規模買付者等が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の 一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対 して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。 提出された大規模買付情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が 当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合に は、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報 提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会 もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大 規模買付者等から提出されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知を大規模買付 者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者等から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時かつ適切に開示します。

<当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等>

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、最長60日間(対価を現金 (円貨)のみとする公開買付けによる、当社の全ての株券等の大規模買付行為の場合) または最長90日間(それ以外の大規模買付行為の場合)の評価期間(以下、「取締役会 評価期間」といいます。)を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について 当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、取締役会評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記をご参照ください。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模 買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説 得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置 を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆 様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代 替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。 ただし、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模 買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められ る場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企 業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措 置の発動を決定することがあります。

<大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合>

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかではない場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。 また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動すること が適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者等は、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

大規模買付ルールが遵守されたか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、及び、 大規模買付ルールが遵守された場合に一定の対抗措置を発動するか否か等の当社取締役 会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等)の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

・本プランの有効期間、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、2020年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本プランを廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、上記の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、上記のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で継続され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権の無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	n 部	負 債 の) 部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	156,460	流 動 負 債	71,177
現金及び預金	58,872	支払手形及び買掛金	60,807
受取手形及び売掛金	68,008	短 期 借 入 金	415
電子記録債権	14,077	未払法人税等	3,121
商品及び製品	10,637	賞 与 引 当 金	3,771
仕 掛 品	305	役員賞与引当金	180
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,568	製品保証引当金	60
繰 延 税 金 資 産	1,885	そ の 他	2,820
そ の 他	1,126	固定負債	7,861
貸 倒 引 当 金	△21	繰 延 税 金 負 債	2,157
固 定 資 産	41,507	退職給付に係る負債	59
有 形 固 定 資 産	20,322	そ の 他	5,645
建物及び構築物	6,497	負 債 合 計	79,039
機械装置及び運搬具	681	純 資 産	の部
工具、器具及び備品	710	株 主 資 本	112,154
土 地	12,201	資 本 金	13,565
建設仮勘定	231	資本 剰余金	13,845
無形固定資産	2,578	利 益 剰 余 金	84,915
の れ ん	1,326	自 己 株 式	△172
そ の 他	1,251	その他の包括利益累計額	6,278
投資その他の資産	18,606	その他有価証券評価差額金	6,107
投 資 有 価 証 券	17,140	為 替 換 算 調 整 勘 定	170
繰 延 税 金 資 産	186	新 株 予 約 権	411
そ の 他	1,290	非 支 配 株 主 持 分	85
貸 倒 引 当 金	△12	純 資 産 合 計	118,928
資 産 合 計	197,968	負 債 ・ 純 資 産 合 計	197,968

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年 4 月 1 日から) 平成30年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

科		金	額
- 売 上	高		258,107
売 上 原	価		216,789
売 上 総 利	益		41,317
販売費及び一般管理	費		27,938
営業利	益		13,378
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	48	
受 取 配 当	金	344	
仕 入 割	引	982	
その	他	195	1,570
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	41	
売 上 割	引	1,206	
その	他	141	1,389
経 常 利	益		13,559
特 別 利	益		
投 資 有 価 証 券 売	却 益	11	
	却益	2	14
特 別 損	失		
	却損	88	
	却損	1	90
税金等調整前当期純	利益	4.0-2	13,483
法人税、住民税及び事	業税	4,872	
法 人 税 等 調 整		△258	4,614
当期純利	益		8,869
非支配株主に帰属する当期組みが			△2
親会社株主に帰属する当期純	村 益		8,866

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から) 平成30年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,352	13,560	79,429	△1,259	105,083
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	213	213			426
剰余金の配当			△3,310		△3,310
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,866		8,866
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		71		1,087	1,159
連結範囲の変動			△68		△68
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計	213	284	5,486	1,086	7,071
当 期 末 残 高	13,565	13,845	84,915	△172	112,154

	その他の包括利益累計額			+- III 1/1 1-		(b) = - 0 = 1
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	4,597	93	4,690	381	82	110,238
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						426
剰余金の配当						△3,310
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						8,866
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						1,159
連結範囲の変動						△68
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,509	77	1,587	29	2	1,619
連結会計年度中の変動額合計	1,509	77	1,587	29	2	8,690
当 期 末 残 高	6,107	170	6,278	411	85	118,928

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の		負 債 σ) 部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	147,338	流動負債	69,085
	56,823	支 払 手 形	504
受 取_ 手 形	13,680	金 棋	59,631
電子記録債権	13,368	未 払 金	1,180
売 掛 金	51,274	未 払 費 用	507
商品及び製品 原材料及び貯蔵品	9,426 245	未払法人税等	3,017
	93	未払消費税等	288
前払費用	179	前 受 金	244
操 延 税 金 資 産	1,511	預り 金	72
大 収 入 金	743	前 受 収 益	6
 そ の 他	11	賞 与 引 当 金	3,403
算 倒 引 当 金 固 定 資 産	△19	役員賞与引当金	180
固定資産	48,996	そ の 他	48
有形固定資産 建 物	15,805 4,218	固 定 負 債	7,469
は は は は は は は は は に に に に に に に に に に に に に	4,216	長期預り保証金	5,342
機 械 及 び 装 置	243	繰 延 税 金 負 債	2,079
車両運搬具	109	そ の 他	47
工具、器具及び備品	411	負 債 合 計	76,555
土地地	10,748	純 資 産	の部
建設 仮勘 定 無形 固定 資産	10	株 主 資 本	113,315
無形固定資産 ソフトウェア	1,007 940	資 本 金	13,565
ソフトウェア ソフトウェア 仮勘 定 電 話 加 入 権 そ の 他	14	資本剰余金	13,845
電話加入権	34	資 本 準 備 金	13,774
そ の 他	17	その他資本剰余金	71
投資その他の資産	32,184	利 益 剰 余 金	86,077
投資有価証券 関係会社株式	16,219	利 益 準 備 金	807
関係会社株式	8,428	その他利益剰余金	85,270
出資金	7	別途積立金	35,500
出 資 金 関係会社長期貸付金 破産更生債権等	6,380 26	繰 越 利 益 剰 余 金	49,770
	53	_自_ 己 株 _ 式	△172
差 入 保 証 金	515	評価・換算差額等	6,053
差 入 保 証 金 保 険 積 立 金	516	その他有価証券評価差額金	6,053
 そ の 他	48	新株 予約権	411
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△12	純 資 産 合 計	119,779
	196,335	負 債 ・ 純 資 産 合 計	196,335

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科	l					金	(<u>羊位:白/기 </u>
	个	t					址	
売			上		高			245,508
売		上		原	価			209,819
	売	上	松	※ 利	益			35,689
販	売	費及	びー	- 般 管	理費			22,884
1	営		業	利	益			12,804
営		業	外	収	益			
	受		取	利	息	1	112	
	受	取	ζ	配	当 <u> </u>	È	365	
	仕		入	割	3		977	
	そ			<i>(</i>)	- ft		219	1,675
営		業	外	費	用			
_	支	-14	払	利	息	1	30	
	売		上	割	弓		1,173	
	そ			Ø	t t		59	1,262
4	経		常	利	益	5	33	13,216
	WIII.	別	П	利	益			13,210
10	投	資有	面 価		… 売 却	-	11	
	因	定	資	産売	却		1	12
#±			貝			I	I	12
特		別	`	損	失		2	
	固	定	資	産除	却		3	_
	固	定	資	産 売	却	Į	0	4
	税	引 前		期 純	利 益			13,225
	法人		住 民	税及び	事 業 税		4,657	
1	法	人	税等	第 調	整額		△458	4,198
	当	期	紅	电 利	益			9,026

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 4 月 1 日から) 平成30年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主	資	本			
		資 🧦	本 剰 弁	金		利益	割 余 金			
	資本金	資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利 別 途 積立金	益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合 計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,352	13,560	_	13,560	807	35,500		80,361	△1,259	106,015
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	213	213		213						426
剰余金の配当							△3,310	△3,310		△3,310
当 期 純 利 益							9,026	9,026		9,026
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			71	71					1,087	1,159
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)										_
事業年度中の変動額合計	213	213	71	284	_	_	5,715	5,715	1,086	7,300
当 期 末 残 高	13,565	13,774	71	13,845	807	35,500	49,770	86,077	△172	113,315

	評価・換				
	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計	
当 期 首 残 高	4,558	4,558	381	110,955	
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				426	
剰余金の配当				△3,310	
当期純利益				9,026	
自己株式の取得				△1	
自己株式の処分				1,159	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	1,494	1,494	29	1,523	
事業年度中の変動額合計	1,494	1,494	29	8,823	
当 期 末 残 高	6,053	6,053	411	119,779	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

因幡電機産業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 新 免 和 ク (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 (EI) 木戸脇 紀 公認会計士 美 業務執行社

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかに ついて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

因幡電機産業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 新 免 和 久 (EII) 業務執行社員 指定有限責任社員 (EI) 木戸脇 公認会計士 美 業務執行 社

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたし ました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

因幡電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 石 本 朝 史 印

常勤監查役 福 田 聡一郎 印

社外監査役 井之上 明 彦 ⑪

社外監査役 伊藤芳晃 印

以上

×	T

×	T

×	T



